



# ドイツにおける教育行政専門職の育成：ザクセン州における学校監督官の研修システムを中心に

渡邊，隆信

---

**(Citation)**

研究論叢, 26:19-29

**(Issue Date)**

2020-09-04

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81012433>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012433>



# ドイツにおける教育行政専門職の育成

## —ザクセン州における学校監督官の研修システムを中心に—

渡邊 隆信

(神戸大学)

### 1. はじめに

ドイツにおける教育行政専門職のなかで重要な役割を果たしているのは視学官 (Schulrat) である。視学官とは、学校監督を行う教育行政専門職であり、① 専門監督 (Fachaufsicht)、② 勤務監督 (Dienstaufsicht)、③ 法監督 (Rechtaufsicht) の3つを主たる任務とする。こうした視学官の任務については、これまで日本でもいくつかの研究が蓄積されてきた (藤枝 1984、佐藤 1985、結城 2009)。近年は主に学校の自律性をめぐる議論と関わって、「学校監督の縮小」やコントロール・指導から助言・支援への「機能変容」の研究がなされてきた (前原 1992、辻野 2006、南部 2012a, 2012b)。しかし、視学官がどのように育成されるのかについては、管見の限りまとまった研究がなされてこなかった。

そこで本稿では、ドイツにおける教育行政専門職の育成の一端を明らかにするために、視学官がどのような研修システムのなかで育成され、どのような専門性を高めているのかを検討したい。その際、特色ある研修システムを組織的に開発・運用しているザクセン州を事例として取り上げる。同州では視学官は学校監督官 (Schulreferent, Referent der Schulaufsicht) と呼ばれ、学校監督の専門家として教育行政上多様な役割を果たしている。

以下ではまず、ドイツ及びザクセン州の教育制度について概観したのち (第2節)、ザクセン州の教員研修制度の枠組みについて整

理する (第3節)。続いて、資料に基づき学校監督官の研修カリキュラムを具体的に紹介するとともに (第4節)、運用上の特色等について現地でのインタビュー調査から得られた知見をまとめる (第5節)。そして最後に、同州における学校監督官の育成についての特徴を指摘したい (第6節)。

### 2. ドイツ及びザクセン州の教育制度

#### (1) ドイツの教育制度

ドイツは面積約 360,000km<sup>2</sup>、人口約 8,280 万人 (2016 年) を抱える中央ヨーロッパの大国である。国全体の生徒数は約 1,100 万人で教員数は 795,480 人である。

16 州からなる連邦制で、教育の権限は第一に州にある。いわゆる「文化高権 (Kulturhoheit)」の理念のもと、各州に文部省があり、学校教育法も 16 存在する。教育制度は州によってまちまちで、学校体系、アビトゥアまでの学校期間、教育課程の枠組み、教員の地位などで多様性が見られる。学校監督のあり方も州ごとに異なる。

こうした多様性が存在する一方で、連邦レベルで一定の統一性の確保も目指されている。歴史的には、1948 年以来、「各州文部大臣会議 (Kultusministerkonferenz: KMK)」が設置され、1964 年のいわゆるハンブルク協定で各州の学校体系の基本的な統一性が要請された。PISA2000 以降、各州は①定期的な教育のモニタリング、②教育スタンダードの導入、③定期的な学力比較の義務化、という3点について合意している。

学校体系の例をあげるならば、幼稚園（3年）、基礎学校（4年）、中等教育学校〔ギムナジウム（8／9年）、実科学校（6年）、基礎学校（5年）〕、大学（3／4年）、大学院（2年）が基本である。

## （2）ザクセン州の教育制度

ザクセン州は1990年のドイツ再統一にあたり旧ドイツ民主共和国（旧東ドイツ）からドイツに加盟した5つの新連邦州の一つである。ブランデンブルク州及びザクセン＝アンハルト州の南、チューリンゲン州の東に位置し、ポーランド及びチェコと国境を接する。面積18,420km<sup>2</sup>、人口約410万人（2016年）で、生徒数360,599人、教師数29,399人、学校数は1490校である。

学校体系は、幼稚園（1－6年）、基礎学校（4年）、中等教育学校〔ギムナジウム（8年）、中等学校（Mittelschule）（6年）〕、促進学校（6年）、大学、専門学校からなる。中等教育学校段階では最初の2年は各学校種ともオリテーション段階であり、進路変更が可能である。

## 3. ザクセン州の教員研修制度—指導的人材育成の枠組み—

### （1）研修機関の概要

ザクセン州における教員研修の義務については、ザクセン州学校法（Schulgesetz für den Freistaat Sachsen）の第40条第2項で規定されている。教員研修を管轄するのは、ザクセン州教育局（Sächsisches Bildungsagentur: SBA）及びザクセン州教育研究所（Sächsisches Bildungsinstitut: SBI）である。両組織は最上位の学校監督機関であるザクセン州文部省（Sächsisches Staatsministerium für Kultus: SMK）の下位にある教育行政機関である。SBAは州文部省の下で学校監督を行いながら学校への助

言、学校の支援、地域の教員研修、教員養成の第2段階（試補勤務）を統括する。SBIは、学校改革の理念的な基礎づけ、革新的な学校プロジェクト、中央の教員研修、学校の評価、教育のモニタリングを実施する。

SBAとSBIの2つの教員研修をもう少し説明すると、州内の中央研修はSBIが担当する。その対象は学校の指導的人材、特別な課題をもった教員、特に教科を超えたテーマ領域に関わる教員である。一方、SBAはすべての教員を対象とし、特に教科に関連した研修を実施するとともに、学校内での教員研修を支援する。

教育行政専門職の育成及び研修に関わるのは、SBIにおける学校の指導的人材の研修システムである。その詳細な説明は第4節で行うが、それに先立ち以下では、学校の質保証という文脈において教員研修がどのように位置づけられているのかを概観しておきたい。

### （2）学校の質保証

「学校の質」（Schulische Qualität, Qualität von Schule）の枠組みモデルは以下の通りである。

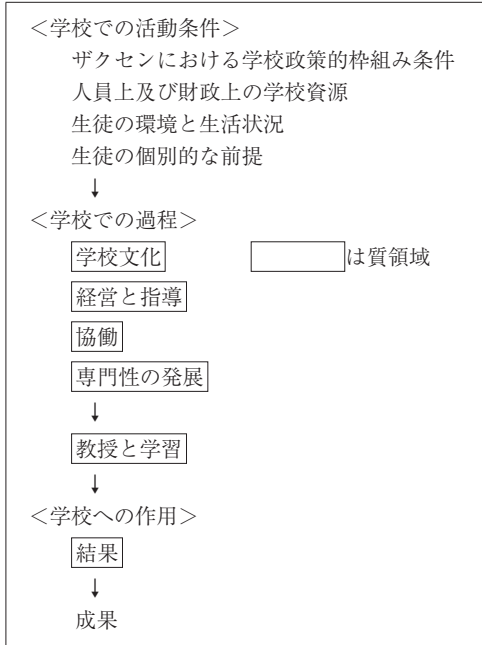


図1 「学校の質」枠組みモデル

教員研修に関わって注目すべきは、学校の質に関する「基準の記述 (Kriterienbeschreibung)」である。例えば、「経営と指導」という質領域 (Qualitätsbereiche) のなかに、「管理と資源の経営」、「指導」、「質の保障と発展」、「人材開発」、「人員の選抜」という5つの質の観点 (Qualitätsmerkmale) が存在し、それぞれの質の観点に1つから3つまでの質の基準 (Qualitätskriterien) がある。例えば、「人材開発 (Personalentwicklung)」という質の観点のもとに、「人材開発の理念 (Personalentwicklungskonzept)」と「研修の理念 (Fortbildungskonzept)」という2つの質の基準が簡潔に記述されている。そこでは、個々の学校の質の改善だけでなく、将来の他校のための指導的人材や、学校を超えた課題に対応する人材 (例えば教科助言者 (Fachberater)) の育成が目指されている。

### (3) 「学校の指導的人材」の研修システム

ザクセン州教育研究所 (SBI) の組織は3つの部門からなる。主に第1部門はサービスと管理、メディア、第2部門は教育の基礎、質向上、学力比較、第3部門は教師教育、一般的な継続教育、生涯学習を担当する。

SBIの第3部門における教師教育のなかで、学校の指導的人材 (Schulische Führungskräfte) の育成が行われる。指導的人材とは、校長 (Schulleiter)、教頭 (stellvertretende Schulleiter)、上級学年助言者 (Oberstufenberater)、言語・数学・自然科学、精神科学、音楽・芸術に関する教科主任 (Fachleiter)、そして学校監督官 (Schulreferent, Referent der Schulaufsicht) の5種類である。

学校の指導的人材の育成は4段階の研修システムから成り立っている。同システムは2007年にザクセン州で導入され、2010年から義務化された。研修システムの開発と実施にあたっては、2009年から2010年までの間、スイスの教師教育学者、フーバー (Huber, Stephan Gerhard) 教授 (中央スイス・ツーク教育大学) の助言を受けた (Sächsisches Bildungsinstitut 2013: 5)。

4段階の研修システムを一覧表にしたのが、図2である (Sächsisches Bildungsinstitut 2013: 62)。



る。校長、教頭以外の指導的人材とは、学校監督官、教科主任、上級学年助言者の3つである。このうち教科主任と上級学年助言者は校長、教頭と並んで各学校の執行部に属する。第3段階では4種類の指導的人材が別々に研修を受けるが、その他の段階では一緒である。学校監督官の研修カリキュラムについては次節で詳しく説明したい。

#### 4. 学校監督官の研修カリキュラム

##### (1) 第3段階における研修カリキュラム

第3段階における学校監督官のための研修カリキュラムは、3つの講座から成り立っている。すなわち、①学校監督の役割と任務 (Rolle und Auftrag der Schulaufsicht)、②法と行政 (Recht und Verwaltung)、③ザクセン州の教育制度における質向上 (Qualitätsentwicklung im sächsischen Bildungswesen)、の3講座である。以下、それぞれの講座について、その概要、目標、重点的内容、研究形態、時間、の5点を紹介したい (Sächsisches Bildungsinstitut 2013: 50-52)。

##### ①学校監督の役割と任務

###### <概要>

学校監督は一方では文部行政内でのヒエラルヒー構造として理解され、他方では学校のための助言システムとして理解される。それゆえ学校監督官には常に役割と視点の転換が求められる。学校監督官のための任務と活動を説明するならば、こうした役割が互いに区別されねばならないかが明らかになる。マネジメント過程の構築を支援することと並んで、学校の今日的な教授-学習文化を促進することもまた中心課題である。そのためには、学校監督官には自己の具体的な管轄領域を越えて、国内外の教育政策の展開に関する広範な知識が必要である。

ワークショップでは、学校監督担当者が最近手がけた活動に関わらせながら、自己の指導行為に投げかけられる諸課題に取り組む。

###### <目標>

- ・参加者はザクセンの学校システムにおける自己の役割と、そこからもたらされる、助言と学校監督という文脈での本質的な任務の領域について知る。
- ・参加者は教育のアクチュアルな展開、学校の構築可能性、学校監督の役割に関する自らの知識を広げる。
- ・参加者は文部行政の模範と学校監督官の課題及び活動の描写とに習熟し、自己の活動に対する帰結を導き出すことを促される。
- ・参加者は今日的な指導理解、とりわけコミュニケーションと協働の意味に取り組み、自己自身の仕事の文脈への転換について考える。

###### <重点的内容>

- ・ドイツ及び国際的な教育制度における展開動向。
- ・学校監督官の任務及び活動の説明、とりわけ文部行政の模範を用いながらの「今日的な教授-学習文化の促進」と「マネジメント過程の構築」の領域の検討。
- ・学校長や学校の発展のための支援システムと区別したうえで、学校監督官としての役割の明確化。
- ・指導の基礎 (指導理論・指導倫理の導入)
- ・指導行為の中核的要素としてのコミュニケーションと協働。
- ・助言と監督との緊張の場におかれた行為領域。
- ・個人的なりフレクション手段としてのポートフォリオ。

<研修形態>

ワークショップ

<時間>

20 授業単位 (Unterrichtseinheiten)

②法と行政

<概要>

学校監督官は、公的行政にも組み込まれうる任務の領域を取り扱う。このことによって、法的規定を確実にふまえることと、そうした法的規定をより確実に行政手続きに適用することが要求される。彼らは法に関する事項においては、自らの管轄領域の学校長に対する相談相手でもある。

ワークショップでは、学校監督官は自らの任務の領域に関連する本質的な法的分野に関する概観を得る。公正客観で法に基づいた行為が学校監督にとって不可欠であるという自覚が強化されなければならない。範例的に、学校実践のなかの典型的なケースが分析、検討される。

<目標>

- ・参加者は自己の活動領域の基礎的、法的な枠組みを知る。
- ・参加者は学校監督官にとって本質的な法律分野に関する概観を得る。
- ・参加者はケース事例に基づき、関連する法的規定を公正客観に状況に応じて適用することを訓練する。

<重点的内容>

- ・法治国家における学校と学校監督。
- ・学校監督の法的基礎。
- ・法律文書とのつきあい。
- ・学校法への導入。
- ・行政法、行政文書の意義。
- ・職員法及び勤務法（公務員法、賃金法、デー

タ保護）。

- ・学校の担い手に責任のある任務に関する監督。
- ・財政法と自治体法。

<研修形態>

ワークショップ

<時間>

20 授業単位

③ザクセン州の教育制度における質向上

<概要>

ザクセン州における学校の質は持続的に向上し続けねばならない。この要請は個々の学校にも学校監督にも関係する。学校監督官はみな自己の助言機能の枠内で、この目標の達成に対して大きな責任を負っている。

ワークショップでは、学校監督官は学校の質の定義についての基礎的知識や、学校の発展過程のための質の循環、すなわち外部評価と関連した支援システムと自己自身の任務についての基礎的知識を得る。その際、制度的に目標を設定することの可能性と限界がテーマ化される。

<目標>

- ・参加者は学習組織としての学校にとっての基礎的な成功条件を知る。
- ・参加者は学校における目標指導的な質のマネジメントに関する自らの知識を広げる。
- ・参加者は内部評価及び外部評価の手立てと方法を知る。
- ・参加者は学校監督官としての自らの活動の文脈において、学校内部の質向上過程を提案し支援する糸口をつかむ。

<重点的内容>

- ・諸組織における体系的コンロール。

- ・質向上の通常の循環。
- ・ザクセン州における学校の質のための基準の叙述。
- ・内部評価に際しての学校の支援。
- ・支援サービスについての知識。
- ・外部評価の通常手続きにおけるザクセン州教育局の役割、外部評価の報告に関する作業。
- ・学校の質向上過程のための図上演習。
- ・制度的な目標取り決めの締結、目標達成の審査。
- ・学校プログラム作業の助言と刺激づけ。

#### <研修形態>

ワークショップ

#### <時間>

20 授業単位

以上の3つの研修講座を見てみると、いくつかの特徴を指摘することができるであろう。まず第1に、先述のザクセン州における「学校の質」枠組みモデルに沿った研修内容となっている点である。そのことは特に研修講座「ザクセン州の教育制度における質向上」の内容によく現れている。第2に、学校監督官の主たる任務である専門監督、勤務監督、法監督に関する内容が網羅されているが、必ずしもそれぞれ別個に講座が組まれているわけではなく、各講座のなかで相互に関連づけながら提供されている点である。第3に、学校監督官の任務として、学校を指導・コントロールするだけでなく、学校のさまざまな取り組みを助言・支援をおこなうという2側面が強調されていることである。このことは先行研究で指摘されている学校監督官の「機能変容」(南部 2012a、2012b)に合致したものであると言える。また、そうした学校監督官の任務自体を俯瞰的に対象化するために国内

外の教育政策に視野を広げることが強調されている点も興味深い。第4に、研修形態に関して、すべての講座がワークショップ形式であり、受講生が自己の職務遂行上で実際に直面した課題や要求を題材にして研修を行う場面が組み込まれている点である。

#### (2) 第4段階における研修カリキュラム

第4段階では、すでに学校の指導的人材として職務を遂行している人たち(校長、教頭、学校監督官、教科主任、上級学年指導者)に対して、より高度で専門的な研修講座が用意されている。講座の内容は、ザクセン州教育研究所の側から提案されるものと、受講生のニーズに応じて開設されるものとに分かれる。両方の立場の意見を考慮して、年度当初に研究講座の一覧表が作成される。受講申請は義務制ではなく、すべて受講生の自由意志にまかされている。学校の指導的人材のカテゴリーごとに研修講座が区別されているわけではなく、同一の研修講座を校長、教頭、学校監督官等と一緒に受講するといったかたちである。

研修講座は個別の講座(Einzelveranstaltungen)とテーマ的にまとまりのある講座(Thematisch zusammenhängende Veranstaltungen)、そして女性職員のための研修(Fortbildung für Frauenbeauftragte)からなる。2018/2019年度を例にとると、個別の講座として、以下のようなテーマの講座が全部で24種類開設されている(Landesamt für Schule und Bildung 2018)。

- ・「学校法の新規定の特徴を踏まえた特別支援教育の確認方法」(1日、WS)2回
- ・「学校長は逸脱行為をどのように罰するべきか：教育措置と規則措置」(1日、WS)2回



- ・「学校法再活用：基礎学校・促進学校での法に則った行為」（2日、RWS）2回
- ・「学校法再活用：上級学校・ギムナジウムでの法に則った行為」（2日、RWS）
- ・「学校長としての指導」（2日、WS）
- ・「声の健康維持」（2日、WS）
- ・「卒業の保証?!：試験法」（2日、WS）
- ・「世代マネジメント」（2日、WS）
- ・「教員勤務法：同僚として正しい、服務的に正しいー矛盾?」（1日、WS）4回
- ・「常に監視されるのか?:監督義務」（1日、WS）
- ・「注意深さのトレーニング」（2日、WS）
- ・「指導の変化」（2日、WS）
- ・「学校長のためのコーチング能力」（2日、WS）
- ・「学校長：経営者義務を負うのか?」（1日、WS）
- ・「インクルーシブな学校を発展させる：チームで」（1日、F）
- ・「自己マネジメント」（2日、WS）
- ・「フィードバック文化」（2日、WS）
- ・「中途採用者（Seiteneinsteiger）との学校日常における法的安定性」（1日、WS）4回
- ・「言葉での指導」（2日、WS）
- ・「指導の手段としてのコーチング」（2日、WS）
- ・「指導の日常生活からくるストレスのつきあい方と避け方：アレクサンダー・テクニク」（2日、WS）
- ・「学校の発展と教員の健康」（2日、WS）
- ・「学校という文脈での脳研究、動機研究、認知研究」（2日、WS）
- ・「ストレスマネジメントと時間マネジメント」（2日、WS）
- ・「誉めることと高く評価すること：言語的、非言語的」（2日、WS）

期間はいずれも1日か2日である。講座の形態はワークショップ（WS）が大半であり、省察ワークショップ（RWS）が2つ、フォーラム（F）が1つある。ほとんどが年間に1回だけだが、「教員勤務法：同僚として正しい、服務的に正しいー矛盾?」と「中途採用者との学校日常における法的安定性」の2講座については4回、「学校法の新規定の特徴を踏まえた特別支援教育の確認方法」「学校長は逸脱行為をどのように罰するべきか：教育措置と規則措置」「学校法再活用：基礎学校・促進学校での法に則った行為」の3講座についてはそれぞれ年間2回、開催されている。

テーマ的にまとまりのある講座としては、3種類のテーマに沿った講座が開設されている。2018/2019年度の目玉となるのが、コンフリクト・マネジメントであり、年間を通して以下の講座（全4回）が企画されている。

- ・「コンフリクト・マネジメント：コンフリクトに気づき、理解し、調停し、解決する」（1日、F）
- ・「コンフリクト・マネジメントー対立関係に丁寧に対処する：コンフリクトを調停し、解決する」（2日、WS）
- ・「コンフリクト・マネジメント：予防と介入」（2日、WS）
- ・「コンフリクト・マネジメント：議論の可能性と限界」（2日、WS）

これ以外のテーマとしては、「話し合いでの動機づけと手ほどき」（全2回）と「変化する過程での指導」（全3回）の2つがある。

最後に、女性職員のための研修として、「学校での女性職員と健康マネジメント」（2日、WS）が1講座、開設されている。

## 5. 学校監督官の育成についてー文部省におけるインタビュー調査からー

筆者は2018年11月20日に、ザクセン州文部省を訪問し、第25課長(Referatsleiter)で教員研修担当のガイスラー(Geißler, Nils)氏にインタビュー調査を行った。氏の大学での専攻は法学で、博士号も取得している。以下では、ガイスラー氏による学校の指導的人材、とりわけ学校監督官の育成に関する説明を箇条書き的にまとめた。

- ・制度として組織的に学校の指導的人材を育成・確保することの背景には、ザクセン州教員の年齢構成上、ベテラン教員が減少しているという事情もある。
- ・ザクセン州における学校の指導的人材育成モデルの特徴は、単に校長のみを対象にしている点である。他の連邦州の資格認定では校長にのみ焦点化されるケースが見られるが、ザクセン州では校長とならんで、教頭、学校監督官、教務主任、上級学年助言者の育成が同時に行われている。
- ・学校監督官は学校の元教員の場合もあるし、教頭や校長の場合もある。逆に、学校監督官を経て校長になる場合もある。教務主任から学校監督官になるケースもあるが、学校監督官が教務主任になることはまれである。
- ・学校監督官の数はザクセン州全体で150人から200人程度である。
- ・研修の場所はラーデボイルやマイセンの研修施設である。マイセンには研修センター(Fortbildungszentrum)がある。
- ・研修講座の講師は、基本的に当該分野の実務家が多い。すなわち、学校法規の領域での実践的経験を有する法律家などが、副業として研修講座の講師となる場合が多い。州学校・教育局(Landesamt für Schule und Bildung: 2018年にザクセン州教育局とザクセン州教育研究所を統合して設置)内部の専門家が講師となることもあるし、外部の専門家が講師となることもある。
- ・校長及び教頭の場合、第3段階の研修で共通テキストが存在するが、学校監督官については共通テキストはなく、通常は講師が独自に20から30頁程度の研修資料を作成してくる。
- ・第4段階の講座は校長も学校監督官も対象にしており、ニーズは高いが、適当な講師を見つけることは容易ではない。
- ・講座の最後にテストはない。受講したことを示す参加証明書がもらえるだけである。それは州内部での人事において一定の意味を持つもので、州外のどこかに応募する際に特典になるようなものではない。ゲーテ・インスティテュート(ドイツ語学校)が発行する、言語能力レベルの証明書のようなものではない。

## 6. おわりに

本稿では、ドイツ教育行政専門職育成の一端を解明することを目指して、ザクセン州における「学校の指導的人材」の育成について考察してきた。

同州では、ザクセン州教育研究所において学校の指導的人材の研修システムが2007年から導入された。この研修システムは、学校監督官になる以前の研修(第1、第2段階)、採用直後の研修(第3段階)、そして職務を遂行しながらの研修(第4段階)という4段階からなる。そのもっとも大きな特色は、学校の指導的人材育成という広い枠組みのなかで、校長、教頭、教科主任、上級学年助言者と一緒に学校監督官が育成されている点である。

学校監督官を目指す者は、第1、第2段階で自らの適性や希望を考慮して目指すべき専門性を見極める。第3段階では学校監督官に特化した3つの研修講座を受講(義務)し、第4段階では希望に応じて他の指導的人材とともに研修講座を受講(選択)する。指導的

人材同士の行き来も柔軟に行われており、校長や教頭から学校監督官になったり、学校監督官が校長や教頭になることもある。こうした体系的でフレキシブルな研修システムのなかで、学校をさまざまな立場から牽引する指導的人材が育成され、そのことが同州全体の「学校の質」の保証につながることが目指されていると言えよう。

なお、ザクセン州教育局とザクセン州教育研究所は2018年に統合して、州学校・教育局(Landesamt für Schule und Bildung: LaSuB)となった。しかし、本稿でみてきた学校の指導的人材の研修システムに基本的に変更なく継続されている。

最後に今後の課題を述べておきたい。理論面では、本研修システムの開発を指導したフーバー教授の論考から研修システムの理論的根拠を探ることが求められる。実践面では、学校監督官の研修内容について、研修講座の受講者サイドへのインタビュー調査を含め、より具体的に明らかにする必要がある。また、ザクセン州以外の連邦州において教育行政に携わる視学官(学校監督官)等の育成について調査を積み重ねることで、ドイツにおける教育行政専門職育成の全体的傾向と特色を描き出すことが可能になるであろう。今後の課題としたい。

## 参考文献

- Sächsisches Bildungsinstitut(Hrsg.): Konzeptionen zur Qualifizierung schulischer Führungskräfte in Sachsen, Dresden 2013.
- Sächsisches Bildungsinstitut(Hrsg.): Schulische Qualität im Freistaat Sachsen; Kriterienbeschreibung, Dresden 2014.
- Landesamt für Schule und Bildung(Hrsg.): Begleitende Qualifizierung für schulische Führungskräfte; Veranstaltungskalender 2018/2019, Dresden 2018.

Sächsisches Bildungsinstitut(Hrsg.): Qualifizierung schulischer Führungskräfte in Sachsen; Professionsportfolio, Dresden o.J..

佐藤義雄「西ドイツの州における教育行政—その機構と特質—」、日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第11号、267-283頁、1985年。

辻野けんま「ドイツの学校監督と学校の自律性—学校経営体制の史的変遷—」、京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会編『福祉社会研究』第6巻、75-90頁、2006年。

南部初世「ドイツにおける「目標協定(Zielvereinbarung)」制度—学校と学校監督の新たな関係—」、日本教育制度学会編『教育制度学研究』第19号、226-240頁、2012年a。

南部初世「ドイツにおける学校監督の機能変容」、『名古屋大学大学院教育発達学研究科紀要(教育科学)』第59巻第1号、1-15頁、2012年b。

藤枝静正「現代西ドイツの「学校監督」行政の問題—特に私学の助言機能を中心に—」、岩下新太郎編『教育指導行政の研究—学校管理職のあり方を求めて—』第一法規出版、557-575頁、1984年。

前原健二「現代ドイツの学校制度における法制化の両義性—「法制化」による「学校監督の縮小」論の理解をめぐる—」、日本教育学会編『教育学研究』第59巻第4号、525-533頁、1992年。

結城忠『教育の自治・分権と教育法制』東信堂、2009年。

## 【謝辞】

本稿がなるにあたって、ドレスデン工科大学教師教育研究センター長のゲールマン(Axsel Gehrmann)教授、同センター事務局長のライナルツ(Andrea Reinartz)氏、同センター員のレンク(Michael Lenk)氏、ザクセン州文部省第25課長のガイスラー(Nils Geißler)氏、ザクセン州教育局第2部門長のドレスケ(Uwe Dreske)氏、ザクセン州教育研究所第3部門長のフランケ(Cornelia Franke)氏、同部門のベシュケ(Uta

Peschke) 氏とキューネ (Catrin Kühne) 氏、マルクランシュテット高等学校長のライスマン (Gabriele Reissmann) 氏、シュコイデイツ・トーマス・ミュンツァー小学校長のマハリット (Steffan Machlitt) 氏、マイセン・フランツィスカノイム・ギムナジウム学校長のツインマー (Heike Zimmer) 氏、ピルナ技術・経済職業学校センター長のヴェルリシュ (Petra Werlisch) 氏、フライタールーハインスベルク「シヨル兄妹」高等学校長のレンク (Jenny Lenk) 氏には、学校監督官に関する調査において大変お世話になった。記して御礼申し上げたい。

\* 本稿は、2016～2018年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（B）（海外学術））による「教育行政専門職の養成、研修に関する比較研究—システムとカリキュラム・方法を中心に」（研究代表者：日渡円、課題番号：16H05727）の研究成果の一部である。